

本庄市雨水出水浸水想定区域図作成業務委託公募型プロポーザル方式実施要項

1 趣旨

この要項は、本庄市が発注する本庄市雨水出水浸水想定区域図作成業務委託（以下「本業務」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を締結するため、公募型プロポーザル方式の実施にあたり必要となる事項を定めるものとする。

2 定義

この要項において、公募型プロポーザル方式とは、本業務の概要、参加資格等を公表して参加者を募り、申込者の参加資格を確認し、本業務についての発想、課題解決方法、取組体制等に関する技術提案書等の提出を求め、提案者の創造性、技術力、経験等を総合的に審査し、本業務の内容に最も適した契約交渉相手方（以下「優先交渉権者」という。）を決定する方式をいう。

3 手続開始の公告

市長は、本業務の公募型プロポーザル方式参加者を募集する場合には、次の事項を公告するものとする。

- (1) 本庄市雨水出水浸水想定区域図作成業務委託公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）
- (2) その他必要と認める事項
- (3) 前2項の公告は、次によるものとする。
 - ① 本庄市ホームページ
 - ② 本庄市上下水道部下水道課窓口での閲覧

4 業務の概要

(1) 業務名

本庄市雨水出水浸水想定区域図作成業務委託

(2) 業務の目的

本業務は、各種法令や国が公表している内水浸水想定区域図作成マニュアル（案）及び雨水管理総合計画策定ガイドライン（案）との整合性を図り、本庄市内における内水浸水状況について、流出解析モデルを構築し、浸水シミュレーションにより、市内における浸水状況を解析し、雨水出水浸水想定区域図を作成することを目的とする。また、作成した雨水出水浸水想定区域図は将来的に作成予定である雨水管理総合計画や各種ハザードマップの基礎資料として使用することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙 本庄市雨水出水浸水想定区域図作成業務委託一般仕様書及び特記仕様書のとおり。

(4) 業務場所

本庄市地内

(5) 履行期間

契約締結日から令和7年3月28日

(6) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(7) 見積限度額

契約締結日から令和7年3月28日までの期間の業務委託に係る提案見積限度額については、84,020千円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とし、この限度額を超えた提案は受理しない。ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模を示すためのものである。

5 募集要項

募集要項は、次に掲げる事項を記載するものとする。

項目	主な内容
1 業務の概要	業務名、業務の目的、業務内容、業務場所、履行期間
2 見積限度額	見積限度額
3 実施型式	公募型である旨
4 参加資格要件	必要な参加資格
5 失格基準	参加資格に関する失格基準
6 スケジュール	本プロポーザルの優先交渉権者決定までのスケジュール予定
7 参加申込・資格審査	参加申込の方法、受付期間、参加資格審査結果など
8 参加辞退	参加辞退
9 質問及び回答	参加申込、企画提案書類、プレゼンテーション及びヒアリング等に関する質問の提出方法、受付期間など
10 企画提案書類の作成提出方法	企画提案書類の提出方法、注意事項、受付期間など
11 選定方法及び評価基準	選定委員会による審査、審査評価基準
12 第1次審査	企画提案書類について評価基準に基づく審査
13 第2次審査	評価基準に基づくプレゼンテーション審査
14 その他	提出書類及び審査内容の公開又は非公開の別、提案に係る費用の負担に関する事項、提出書類の取扱いなど
15 書類等提出及び問合せ先	書類提出先、連絡先

6 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加する者は、次の要件の全てを満たすものとする。

- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 本プロポーザルの公告日から過去2年間において、施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたことがない者であること。
- (3) 公告日から優先交渉権者決定の日までの間、本庄市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成21年本庄市告示第43号。以下「指名停止措置要綱」という。）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 公告日から優先交渉権者決定の日までの間、本庄市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成18年本庄市告示第23号）に基づく指名除外の措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (7) 国税、地方税を滞納していない者であること。
- (8) 本庄市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年本庄市告示第21号）に規定する令和5・6年度本庄市建設工事請負等競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (9) その他募集要項で示した同種業務の履行実績等参加資格要件を満たす者であること。

7 失格基準

次の事項のいずれかに該当した場合は失格とする。

- (1) 募集要項に定められた同種業務の履行実績、配置技術者要件等参加資格を満たさないとき。
- (2) 募集要項に定められた提出方法によらず企画提案書及び添付様式（以下これらを「企画提案書類」という。）が提出されたとき。
- (3) 本要項により提出を求められた企画提案書類について、記載すべき事項が記載されていないとき。
- (4) 提出を求められた企画提案書類について、虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (5) 本業務のプロポーザル手続において、不正行為が行われたことが判明したとき。
- (6) その他本要項、募集要項に違反する等、本業務の実施にふさわしくない行為が行われたとき。

8 スケジュール（予定）

公募開始（募集要項等の公表・配布開始・質問受付開始）	令和6年1月29日（月）
質問書の提出期限	令和6年2月7日（水）
質問書の回答期限	令和6年2月13日（火）
参加申込書の提出期限	令和6年2月16日（金）
参加資格審査結果通知	令和6年2月21日（水）
企画提案書類の提出期限	令和6年3月6日（水）
第1次審査の実施（書類審査）	令和6年3月13日（水）
第1次審査結果通知	令和6年3月14日（木）
第2次審査の実施（プレゼンテーション審査）	令和6年3月21日（木）

(提案者多数の場合の予備日
第2次審査結果通知

令和6年3月22日(金)
令和6年3月28日(木)

なお、提案者が5者以下であった場合、第1次審査は省略する。第2次審査は、提案者が1者の場合であっても実施する。この場合、企画提案書類の提出期限到来後、第2次審査開催通知書【様式第10号】により、別途、電子メールで通知する。

9 参加申込書の提出等

- (1) 本業務のプロポーザルに参加する者は、参加申込書【様式第1号】を提出するものとする。
- (2) 参加申込書の提出方法、提出場所及び提出期間は募集要項に明示する。
- (3) 参加申込書を提出した者の参加資格を審査し、参加申込者全員に参加資格審査結果通知書【様式第2号】により、電子メールにて通知する。

10 参加辞退

- (1) 本業務の参加申込を行った者は、随意契約の相手方が決定するまでは、いつでも参加を辞退することができる。この場合には、プロポーザル辞退届【様式第3号】を本庄市上下水道部下水道課へ提出するものとする。なお、辞退した者については、これを理由として以後の入札参加資格等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- (2) 一度提出し受理されたプロポーザル辞退届は撤回できない。

11 優先交渉権者の決定

- (1) 本庄市雨水出水浸水想定区域図作成業務委託プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）は、別に評価基準を定め、企画提案書類、本業務に対する提案者の意欲、理解力及び提案内容をより把握するためのプレゼンテーション等を行い、審査基準に基づき点数化して審査し、順位が最上位の者を本業務の優先交渉権者として、随意契約の交渉相手方に決定するものとする。
- (2) 委員会は、評価基準に基づく第1次審査が完了した場合は、その結果を指定した期日までに、第1次審査を受けた全ての者に対して、第1次審査結果通知書【様式第9号】により、電子メールにて通知するものとする。また、第2次審査が完了した場合は、その結果を指定した期日までに、第2次審査を受けた全ての者に対して、プロポーザル審査結果通知書【様式第11号】により、電子メールにて通知するものとする。
- (3) 優先交渉者とならなかった者は、通知の日の翌日から起算して5日（本庄市の休日を定める条例（平成18年本庄市条例第2号）第1条第1項各号に定める休日（以下「市の休日」という。）を除く。）以内に、書面（様式自由、電子メール可）により、その理由について説明を求められることができる。
- (4) 市長は、優先交渉者とならなかった理由について説明を求められたときは、説明を求められることができる期限の最終日の翌日から起算して5日（市の休日を除く。）以内に、書面により回答しなければならない。

1 2 留意事項

- (1) 参加申込、企画提案書類の作成・提出、プレゼンテーション等への参加等に関する一切の費用は提案者の負担とする。
- (2) 本業務のプロポーザル実施にあたり、不正行為を行った者又は提出を求められた企画提案書類に虚偽の記載を行った者は、指名停止措置要綱に基づき、指名停止を行う場合がある。
- (3) 参加受付期間以降の参加申込書、企画提案受付以降の提企画案書類の追加提出、差替え、撤回は原則として認めない。なお企画提案書類の内容を確認するため、本市が追加資料を求める場合がある。
- (4) 電子メール等の返信事故について、本市はいかなる責任も負わない。
- (5) 企画提案書類については、返却しない。
- (6) 企画提案書類については、本業務の審査以外の目的には使用しない。
- (7) 提出書類については、原則、非公開とする。ただし、本庄市情報公開条例（平成18年本庄市条例第20号）の規定に基づき、請求者に公開する場合を踏まえ、公開されることにより事業者が不利益を被るおそれのある情報については、極力含まないように留意すること。
- (8) 優先交渉権者を決定した後の契約手続は、本庄市契約規則（平成18年本庄市規則第49号）による。
- (9) 提出された企画提案書類は、審査等の過程において複製することがある。

1 3 書類等提出及び問合せ先

本庄市上下水道部下水道課 担当：小浦方・根岸

住所：〒367-8501 埼玉県本庄市本庄三丁目5番3号

電話：0495-25-1147(直通) FAX：0495-25-1145

E-Mail：gesui @city.honjo.lg.jp